

ジョン・ブライトとイギリス労働運動

——ブルジョア改良主義にかんする一考察——

中山 章

【要約】 ジョン・ブライトにかんする従来の研究では、彼の政治行動は便宜主義にもとづくものではなく、道徳的原理にもとづくものとされており、あるいはまた彼は「人民の友」としての「完全な民主主義者」でもあると評価されている。しかし、穀物法撤廃運動、とくに第二次選挙法改正運動における彼の労働運動にたいする基本理念と、それへの対応の仕方を詳細に検討してみるならば、そのような評価は必ずしも正確とはいえない。彼がマンチェスター学派の指導的人物であるということは周知の事実であり、したがって、彼の政治における最大の眼目が産業ブルジョアジーの支配権の確立であったということはあらためて強調するまでもあるまい。がそのさい重要なことは、彼が意図的に労働者階級の要求に譲歩し、労働者階級の一部を「靈制のわく」のなかに組み入れることによって、労働運動の体制内化をはかろうとしたことである。すなわち、そうすることによって、彼は産業ブルジョアジーの政治的支配権を確立し、もって財産の安全を保障する基礎を強化ならしめようとしたのである。以上のことを実証的にあきらかにすることによって、一九世紀中葉のイギリスにおけるブルジョア改良主義の一つの特質を究明しようとするのが本稿の目的である。

史林 五三卷六号 一九七〇年二月

一、はじめに

自由労働主義 Liberal-Labourism とは、労働運動が全体として政治的に「自由党の後尾」^① となって展開された改良主義であるが、一八六〇年代末から七〇年代にかけて展

開された労働者議員選出運動が、「当時チャールズ・ディルク Charles Dilke とジョセフ・チャンバレン Joseph Chamberlain の影響のもとに急速に急進主義の方向にむかっていった自由党左派の単なる補助機関となった」というより限定された意味での自由労働主義、すなわち、「真の」

自由労働主義は一八七五年にはじまったといわれている。^②

そしてこのような自由労働主義は、労働貴族層を基盤として一九世紀中葉から展開されてきた改良主義的な労働運動の、いわば必然的帰結であり、その帰結をうながした直接的な要因としては、一八七五年の雇用主労働者法 (The Employers and Workmen Act) の制定が指摘されている。^③

ところで、労働運動が「自由党の後尾」、あるいは「自由党左派の単なる補助機関」となるには、自由党の側からのあるいはもっと一般的にいえばブルジョアジーの側からの労働運動への改良主義的働きかけ、すなわちブルジョア改良主義の展開があったと考えられる。事実、このような働きかけは産業革命以後、近代的労働運動が展開されはじめたときからなされていた。それは、はじめは散発的、局地的なものであったが、「真の」自由労働主義につらなる第二次選挙法改正運動のさいには、ジョン・ブライト John Bright を中心に一貫性と全国的規模をもってかなりの程度成功裡に遂行された。それゆえ、自由労働主義の形成を究明するには、このような働きかけがいかなる理念にもとづき、どのようなになされたのか、すなわちブルジョア改良

主義の特質とその展開をあきらかにする必要がある。そのさい、ジョン・ブライトの労働運動対策の基本理念と労働運動への対応の仕方をまずもってあきらかにすることが、この課題への適切なアプローチの仕方であると考えられる。ところで、ブライトにかんする従来の研究では、彼の政治行動は便宜主義にもとづくものではなく、道徳的原理にもとづくものとされている。^④ たしかに彼は熱心なクエーカー教徒として終始し、自分の政治理念が宗教的信念にうらづけられていることを自ら認めている。

「私はリベラル Liberal 以外ではありえなかった。私は、今と同じように、当時もソサイエティ・オブ・フレンズ Society of Friends のメンバーであった……神のもとではすべての人びとは平等であり、現実の政府が存在するまえからすべての人びとの平等権が存在していたという信念からして、当然、非常に多くの人民にたいして強いシンパシイをいだいていた。^⑤」

さらに彼は、「人民にたいする強いシンパシイ」のよってたつ信念として、この宗教的信念のほかにつぎのようなことをも強調している。

「私はあなたがたと同じように労働者であります……私は
私自身の階級の友として、あなたがたのまゝにきていますので
あります。人民の友として、すなわちいかなる場合にも、あ
なたがたの権利の強力な擁護者であり、あなたがたが正當に
資格づけられているすべての権利の主張者である友として、
きていますのであります。」^⑥

そして彼は、穀物法撤廃運動のさいにも、第二次選挙法
改正運動のさいにも、一貫してブルジョアと労働者階
級の共通の敵として、攻撃の鋒先を地主階級にむけていた。
したがってブライトは、また「人民の友」として「完全な
民主主義者」であるという評価をもあたえられている。^⑦

ところが、彼がマンチエスター学派 Manchester School
の中心人物であるということは周知の事実であり、マンチ
エスター学派が産業革命以後、封建的な残存物を一掃し、産
業資本主義発展の制度的基盤を整備することを、その目的
としていたということもまた周知の事実である。とすれば、
ブライトのいうところの「平等」、あるいは「平等権」は、
むしろブルジョア的平等、あるいはブルジョア的平等権と
解すべきであろう。彼自身、「私は民主主義者でありたいと

は思わない」として、「私が支持するのは人びとに安全を
あたえるような自由である。しかし安全を破壊するような
自由を私は支持しない」ということを強調している。^⑧ まこ
とに、「自由」と「安全」は、このように、「安全」を第一
義的に、「自由」を第二義的に考える場合には、あきらかに
ブルジョア的内容のものとならざるをえない。それゆえ、
彼が自らを「人民の友」というとき、それは労働者階級
に自らを売り込むひとつのポーズと解せられよう。ちなみ
に、彼が自らを「人民の友」といった演説は、一八四三年
の下院議員選挙に彼がはじめてダラムから立候補したさい
の選挙演説である。したがって従来ブライトにあたえられ
てきた評価は、必ずしも正しいものとはいえないのではな
からうか。

本稿では、ブライトの労働運動対策の基本理念と労働運
動への対応の仕方をあきらかにすることによって、ブルジ
ョア改良主義者としてのブライトの本質を究明したい。

① F. Engels, "A Working-Men's Party" in Marx Engels on
Britain, 1962, p. 517.

② ③ G. D. H. Cole, A Short History of the British Working-
Class Movement 1789-1947, 1966, p. 213. 林健太郎、河上民雄、

嘉治元郎訳『イギリス労働運動史』Ⅱ、一三六—一三七頁。

- ④ Asa Briggs, *Victorian People: A Reassessment of Persons and Themes 1851-67*, 1954, p. 206; John W. Derry, *The Radical Tradition: Tom Paine to Lloyd George*, 1967, p. 200.
- ⑤ G. M. Trevelyan, *The Life of John Bright*, 1925, p. 19.
- ⑥ *Ibid.*, p. 113.
- ⑦ *Ibid.*, p. 62.
- ⑧ Asa Briggs, *op. cit.*, p. 209.

二、基本理念の形成とその特質

ブライトの政治活動は、大きく穀物法撤廃運動の時期と第二次選挙法改正運動の時期とに分けることができる。そして彼の労働運動対策の基本理念は、すでに穀物法撤廃運動の時期に形成されたと考えられる。したがってここでは、一八四二年のいわゆる「粒陰謀」the "Plug Plot" にたいする彼の対応の仕方と、その対応の仕方をうみだした彼の労働者階級観をあきらかにすることによって、彼の労働運動対策の基本理念の形成とその特質をとらえることにしたい。

1

一八三八年一〇月、ブライトはそのまえの月に結成された反穀物法同盟 the Anti-Corn Law League に加入し、

一八四二年には、それまでランカシャー地方にかぎられていた活動領域を拡大し、リチャード・コブデン Richard Cobden とともに穀物法撤廃運動の全国的指導者となったが、この時期は労働者にとっては深刻な生活不安の時期であった。一八三七年に資本主義経済に固有の過剰生産恐慌として、一八二五年の恐慌につぐ二度目の恐慌がおこると、いたるところで、「もし救済処置がとられなければ、われわれ住民の多くはすぐにも仕事をうばわれ……この社会のすべての階級はたいへんな結果をこうむることになるであろう」というような叫びがきかれ、マンチェスターでは短期間のうちに五万人もの労働者が失業者のむれにつきおとされた^①。そしてその後、名目賃金はほとんどかわらないにもかかわらず、生計費は、一八三五年を一〇〇とすると、一八三六年から四二年の間に一一二から一二二に上昇した^②。したがって実質賃金は、たとえば、一八三五年を一〇〇とすると、一八四〇年には、マンチェスター紡績工の場合で七五、ロンドン植字工の場合で八四となり、この六年間に労働者はいわばどん底の生活につきおとされたのであった。一八三八年五月に公にされた人民憲章 the People's

Charter を統一要求としてはじまったチャーチズム the
Chartism は、このような労働者の生活不安を背景に、労働
者階級を主体とする急進的な運動として展開されることにな
った。とくに一八四〇年末に再興されたチャーチズムは
そのような性格をより鮮明にしていた。その年の七月に結
成された全国憲章協会 the National Charter Association
は、この組織の綱領たる人民憲章の原理を認め、会費を納
入し、かつ定期的に資格審査ともいえる会員証の更新をう
ける会員を基礎にして、集中された指導のもとに機能する、
運動の全国的組織として、はじめての真の労働者階級の政
党となり、また一八四二年五月に議会に提出された第二次
国民請願書は、一八三九年の第一次国民請願書よりもその
内容がより革命的になっており、その表現がよりするどく
なっていたのである。^⑥そしてこのチャーチズムのクライマ
ックスは、この第二次国民請願書が提出された年の八月の
「陰謀」といわれるゼネラル・ストライキであった。

この年は、すでにのべたように、一八三七年にはじまる労働者の生活不安の時期の最後の年であるが、この年の三月二五日には、救貧法の適用をうけた生活困窮者は約一四三

万人をかぞえ、^⑦一九世紀を通じてこれ以上深刻な年はないといわれている。^⑧当時商務省の副長官をしていたグラッドストーン W. E. Gladstone は、所得税にかんする演説のなかで、このことを、「この国の社会状態における最も憂うつな特徴のひとつ」といい、さらに「労働者階級の貧困と困難が増大している」ことを認めざるをえなかった。^⑨したがって労働者はいわば自然発生的に賃金切り下げ反対、賃金値上げ要求のためのストライキにたちあがっていった。そしてこのストライキは、マンチェスターを中心にイングランド北部の工業地帯を燎原の火のごとく席卷して、文字通りのゼネラル・ストライキとなったのである。

ところでこのストライキはブライトがその経営に参加していた彼の父の工場にもおよんできた。その模様をブライトは、ユブデンにあてた手紙のなかで、つぎのように書いているが、それはこのストライキの特徴をリアルにえがきだしている。

「……彼ら(ストライキに参加した労働者)は今朝一〇時オルダムからロッチデールにはいり、行進しながらすべての工場、仕事場から労働者を狩りだしました。しかし反対はまっ

たたく、したがって暴力はぜんぜん必要とされませんでした。そして一―時に彼らは……私たちの建物に近づき、何人かの者が……彼らが去ったあとでも仕事ができないようにボーラーから水をぬぎとってしまいました。彼らは仕事中の労働者に『出てこい』『出てこい』とよびかけていました。情勢がすべて私たちに不利に作用していたので、私は抵抗するつもりはなく、仕事の停止を命じました……彼らは門から私の家にいたる間をぎっしりとうずめつくして大集会を開きましたが、おそらく六千人から八千人の労働者が参加していたものと思います……彼ら（演説者は、労働者は賃金切り下げのため飢にひんし、機械による強奪のため……零落している、労働者は一八四〇年の賃金が一日一〇時間労働で保証されるまでは仕事にもどらない、と演説していきました。彼らは穏やかで、すべての労働者に秩序を維持させる兵士であり、警察官のようでした……彼らとともに数百人の婦人がいて歌をうたっていました、それはチャーチストの歌だったと思います。』^⑩

ところで賃金切り下げ反対、賃金値上げの要求ではじまったこのストライキは、数日後にはその要求を背後にしりぞかせてしまった。八月一日と二日の両日に開かれた

マンチェスター労働者の代表者会議は、「人民憲章は正義と繁栄の原理をふくんでいるというのがこの会議の見解である。われわれはこの要求がこの国の法律になるまで、われわれの要求をけっして放棄しないことを誓うものである」と決議している。^⑪ また八月一六日のランカシャーとヨーク

シャーの労働者の代表者会議は、「この集会に参集した代表者は、われわれの代表する種々の選出母体が人民憲章を実現すべきすべての合法的手段を採用するよう提案するために集まった」と決議したが、この会議に参加した代表者の多くは、「……些細なそして第二義的なすべてのことを放棄すること、そして彼らの決議の内容はまさしく憲章を獲得する手段としてのストライキの続行にかぎり、彼らが憲章獲得の目的のためにこのストライキを最後の最後まで続行する決意でいることを表明すること」を、彼らの選出母体から指示されていた。^⑫ すなわちストライキの前面に人民憲章獲得の要求ができたのである。しかも八月一日と一二日のマンチェスター労働者の代表者会議の決議が、「われわれの見解は階級立法が完全に廃止され、労働者の団結の原則が確立するまでは、労働者は自分の労働の全果実を

享受することができないだろうということである」、と嘯べていることからうかがえるように、このゼネラル・ストライキは社会主義的な要素をもふくんでいた。「人民憲章の法制化によって、独占と階級立法の隸属からわれわれの同胞である労働者階級の完全な解放を待ちとるまで、われわれはわれわれの主張をつづけることをおごそかに誓うものである」、という同集会が発したアッピール^⑭は、このことをさらに明瞭に物語っている。

以上のように、一八四二年のゼネラル・ストライキはチャーチズムの一環として、すぐれて大衆的かつ革命的に展開された。それゆえそれは、「チャーチズムのための最良の、最後のそして唯一の勝利の機会」を提供しうるもの^⑮、あるいはこのときイギリスは「社会的大変動に近づいていた」^⑯という評価をあたえられている。そして実はそうであるがゆえに、当時の多くのイギリス人はイギリスが社会革命の危機にひんしていると感じたのである。このゼネラル・ストライキの数年後にトリー政府が穀物法撤廃の法案を提出したさい、ときの内務省大臣ジェームズ・グラハム James Graham は、「われわれは一八四二年に苦しい、嘆かわしい

経験をしたのであります。その年はもっとも困難な年であり、それがすぎ去ったいま私はもっとも危険な年であったということができるのであります」、と述懐している。そしてブライトもこの年の出来事から革命的危機を感じとったひとりであった。彼は義母のブリーストマン夫人 *Mrs. Priestman* にあてた手紙にのぎのように書いている。

「受動的な抵抗の革命がはじまりました。私たちはバーミンガムとその近辺でも労働者が同じことをしているとききましたし、ヨークシャーでもゼネラル・ストライキがはじまりました。法律によって引きおこされた受難は全人口を可燃しやすい大衆にしてしまい、そしていま点火された火花は容易に消えるものではありません。」^⑰

ところがブライトは、当時の支配者階級の多くが主張した、権力のあからさまな発動によるこのゼネラル・ストライキの鎮圧という考えをしりぞけた。治安判事と工場経営者のある会合で、出席者のひとりがこのゼネラル・ストライキの鎮圧を主張したとき、彼はそのような考えを批判した。そのときの模様を、彼は妹にあてた手紙に、出席者のひとり「彼ら（労働者）は権力の獲得を望んでいるのだ、

だから彼らは鎮圧されねばならない』といったとき、私は彼を非難し、労働者を擁護しました。彼らは政府に穀物法を撤廃するよう懇願するはずなのです」、と書いています。^④

そして彼は八月一七日『ロッチデールの労働者諸君へ』というアップピールを発したが、このアップピールから、われわれはブライトの一八四二年のゼネラル・ストライキにたいする対応の仕方を明瞭にうかがい知ることができる。「現在の境遇にあるあなたがたにたいする深い同情が私をしてあなたがたに訴えかけさせるのです」、という書きだしではじまるこのアップピールは、

「商業が長いこと不振であり、商業が不振であれば賃金値上げはできないということを、あなたがたは知っています。

たとえあなたがたが強いて賃金を値上げさせようと決意したところで、製造業者をしてあなたがたに仕事をあたえさせるよう強制することはできません。商売は利益をうみださなければならぬのです。さもなければ商売は長いことやっていけないでしょう。」

として、現在の不況の事態のもとでの賃金値上げの不可能なことを説き、つつけて

「貴族は強力で断固としており、ミドル・クラスは不幸にも全労働者に政治的権利を拡大しても無難であるということを知るほどにはまだ充分に理解力をもっていません。そして労働者階級は彼らだけの力で政治的権利をけっして獲得することはできません……(だから) 人民憲章をいま獲得するということは、力で賃金を値上げさせることと同じように不可能なことです。」

として、チャーチズムの無益なことを強調し、したがって現在労働者がなしうることは「仕事にもどる」ことであり、「自由を獲得するためのあなたがたの第一歩は通商の自由、産業の自由でなければならない」のだから、同時に穀物法撤廃のために努力することであると訴えている。^⑤

以上のように、ブライトは一八四二年のゼネラル・ストライキにたいしてブルジョアジーの経済学で労働者階級を説得しようとする懐柔的な対応の仕方をしたのである。

① Asa Briggs, *The Age of Improvement*, 1959, p. 295.

② G. D. H. Cole and Raymond Postgate, *The Common People* 1746-1946, 1963, p. 302.

③ G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 135. 邦訳Ⅰ、Ⅵ頁、表5。

④ *Ibid.*, p. 135. 邦訳Ⅰ、Ⅵ頁、表9。

- ⑤ A. L. Morton and George Tate, *The British Labour Movement 1770-1920: A History*, 1956, p. 88.
- ⑥ M. Beer, *A History of British Socialism*, vol. II, 1953, pp. 36-37, pp. 130-134.
- ⑦ G. D. H. Cole and Raymond Postgate, op. cit., p. 305.
- ⑧ Asa Briggs, op. cit., p. 295.
- ⑨ M. Beer, op. cit., p. 140.
- ⑩ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 80.
- ⑪ M. Beer, op. cit., p. 143.
- ⑫ Ibid., p. 145.
- ⑬ G. D. H. Cole and A. W. Filson, *British Working Class Movements Selected Documents 1789-1875*, 1965, p. 396.
- ⑭ M. Beer, op. cit., p. 144.
- ⑮ A. L. Morton and George Tate, op. cit., p. 94.
- ⑯ M. Beer, op. cit., p. 139.
- ⑰ Ibid., p. 150.
- ⑱ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 81.
- ⑲ Ibid., p. 81.
- ⑳ Ibid., pp. 81-83.

2

ジョン・ブライトの父ジェイコブ Jacob はロッテデールにおいて綿工業に従事していた。彼は多くの原料綿をしいれ、それを自分の工場で直接雇用の労働者をつかって紡績した。そして紡績した綿糸を手織機工にだし、彼らの仕事

場でそれを出来高払いで織布させ、こうしてできた綿布をマンチェスターで販売した^①。したがってその労資関係は、織布工程をみるならば、資本家としてのジェイコブ——半プロレタリア的下請労働者としての手織機工——労働者 labourer としてのその家族あるいは雇人という関係をなし、ホブズボーン E. J. Hobsbawm のいうところの「共同搾取」Co-exploitation^②をその特徴としていた。それゆえそこでは、階級対立は紆余曲折したかたちでしか発展せず、そのことがかえって階級対立の緩和に役立っていたようである。

しかしながら紡績工程をみるならば、それは資本家—労働者という直接的な労資関係をなしていた。しかしだからといってそこでの階級対立がするどかったとはいえない。一般的にいつて、ロッテデールのようなランカシャー、ヨークシャーの中小工業都市は、マンチェスターのような大工業都市におけるような機械制大工業が充分発展しておらず、まだ低い技術水準にもとづくどちらかといえば家内工業的色彩のつよい生産が支配的であった。ジェイコブがいまだ生産者機能と商人機能を統一していたということはこのこ

とを物語るひとつの例である。したがってそこでは、産業革命以前の特徴が多くみられ、雇用人の多くは依然として比較的貧しく、程度の差はあれ彼らの雇用している労働者と親密な関係をもっていた。このことはジェイコブの工場についてもいえた。彼は彼の雇用している労働者のひとりひとりとその家族についてよく知っており、不況のときには私財で彼らの家庭を援助し、彼らの結婚のときには賃金を値上げしてやった。また彼が雇用している児童には鞭の使用を許さず、学校を建設してまで彼らの教育に注意をはらった。それゆえ彼はしばしば私的なことで彼らの相談をうけもした。このように、ロットデールの社会はあえていうならば「なかば民主的で、なかば家父長的な社会」だったのである。^③

実はジョン・ブライトは一八一一年一月一六日このようなロットデールの社会に生まれ、一八二七年以降は経営者のひとりとして父の工場経営に参加していた。したがって彼が労働者を「貧しくて無防備な人びと」、そうであるがゆえに「庇護者を欲している」人びととみなしたのはけだし当然のことである。だからこそまた彼が労働者の「庇護

者」の役割を任じようとしたのも納得のいくところである。

「私はイギリスの商人や製造業者にたいするよりも、ヨークシャーとランカシャーの何百万の労働者階級により強く同情していることを告白するものです。商人や製造業者は自らを助けることができる……しかし骨折って働き、そして毎日の糧のために骨折って働くことが許されるよう長年懇願してきた何百万の人々は、政府にたいする影響力をほとんどもっておりません。彼らは巨大な、しかし混乱した大衆なのであります。それゆえ私は彼らにたいして言葉では表現できないほどより強く同情しているのであります。」^④

ところですでにのべたように、一八四二年のチャーチズムはすぐれて大衆的かつ革命的に展開されたのであるが、にもかかわらずそこにはブルジョアジーの急進主義がひとつの底流としてながれていた。周知のようにチャーチズムには、大きくわけて「道徳的勢力」「moral force」と「物理的勢力」「physical force」の二つの潮流があった。そしてそれらはロンドン、バーミンガムを中心とする全国の産業ブルジョアジーの支持者ならびに熟練職人と、マンチェスター等の大工業都市を中心とするイングランド北部のプ

ロレタリア大衆とを、それぞれその階級的基盤としていた。^⑥

それゆえ一八四二年のチャーチズムにおいてさえ、産業ブルジョアジーとの提携の必要性が主張された。たとえば、すでに引用した八月一六日のランカシャーとヨークシャーの労働者の代表者会議の決議は、「……憲章がこの国の法律になるまで労働を放棄するという決議を実行すべく、ミドル・クラスと労働者階級との提携をかける努力をするために代表者を全国に派遣すべきことを、われわれは勧告するものである」、ともいつている。おそらくブライトは、「貧しくて無防備な人びと」、そうであるがゆえに「庇護者を欲している」人びとという労働者観をいだいていたがゆえに、一八四二年のチャーチズムにこのような底流のあることを見きわめていたにちがいない。だからこそ彼は、すでに引用したコブデンあての手紙に、「彼らは穏やかで、すべての労働者に秩序を維持させる兵士であり、警察官のようでした」と書くことができたのであり、また『ロッチデーの労働者諸君へ』というアッピールのなかで、「あなたがたは賢明にも物理的力を拒否しています」、ということができたのである。したがってまた彼は、一八四二年のチ

ャーチズムに革命的危機を感じとりながらも、あえてそれを「受動的な抵抗の革命」、といいたのである。

しかしブライトが労働者の「庇護者」たらんことを任じたのは、彼が労働者を「貧しくて無防備な人びと」とみなしていたからだけではなかった。

「私の工場で働いている労働者の利益のために、あるいは私の顧客に衣服を提供するために工場を経営しつづける」のではない。「私の目的は、資本を支出し、それに労働をあたえることによって、私自身と家族のために快適に暮せる収入を確保することなのである。私の希望は将来にある程度の資産を得ることである。」^⑦

もう一方ではこのようにいつているブライトが労働者の「庇護者」たらんとしたことには、あきらかにもうひとつ別の観点があつた。地主階級に対抗して産業ブルジョアジーの利益を守るには、すなわち産業資本主義発展の制度的基盤を整備するには、ぜひとも労働者階級の支援が必要であるという認識がそれである。

周知のように、産業資本主義発展の制度的基盤の整備という点で、穀物法は産業ブルジョアジーにとっては一大障

害をなすものであった。ブライトもこのことを強く認識していたひとりであった。彼にとっても、穀物法は「国民産業の崩壊」^⑧を意味したのである。すなわちそれは、「われわれの商業の繁栄の基礎となる原料の欠乏」をまねき、「……食糧の高い価格のために質の悪い商品にしか手のだせない」人びとは、「あきらかに工業製品の消費者、あるいは購買者になることはできず……こうしてこれらの製品にたいする需要は食糧価格の重大な高騰がおこるや減少する」^⑩と考えられたのであり、またイギリスの外国穀物の購入の減少のために、イギリスの工業製品にたいする見返り品として外国は穀物をあてることができなくなり、したがって外国でも工業製品の生産に力を入れ、こうして穀物法は「外国において競争相手となる工業を成長させる」ことになる^⑪と危惧された。と同時に穀物法は、地主階級が「不充分にしか供給されていない市場において実際の価値以上に高い穀物価格を維持するために彼らに市場の占有を許し、外国の穀物を排除している」^⑫、というのである。したがってブライトにとっても、穀物法撤廃は解決をせまられている焦眉の課題であり、かつそのためには地主階級との闘いはさ

けることのできないものであった。

しかるに地主階級は第一次選挙法改正以後においても政治権力をいわば独占していたがゆえに、ブライトには、地主階級は「議会と地方において無制限の勢力をもっており」^⑬したがって「強力で断固としている」^⑭と思われた。それゆえ産業ブルジョアジーが援軍なしで穀物法撤廃を成功裡に遂行することは、きわめて困難な事業と考えざるをえなかった。ところが幸いにもブライトにとっては、穀物法の問題はまたすぐれて労働者階級の問題でもあった。一八四三年彼は日記に『穀物法』と題して穀物法の問題点を要約しているが、そこで彼は、地主階級はより大きな利益を得るために穀物法によって穀物の供給を必要以上におさえ、そうすることによって穀物の価格を法外につりあげていると指摘して、つぎのように書いている。

「この価格の高騰は食糧をその生活手段がもっとも制限されている人びとの手にとどかないものになっている……(食糧)不足の圧力はそのとき労働者のもっとも貧しい部分にかかってくる……労働者はおそらく食糧の強制された不足のもとにおいてそれを感じている唯一の階級である」^⑮。

そこでブライトは穀物法撤廃のための援軍を労働者階級にもとめた。彼はコブデンにあてた手紙に、「……私は彼ら(労働者階級)の援助なしには成功できないとますます確信せざるをえません」^⑦、と書き、さらにコブデンあての別の手紙でつぎのようにいっている。

「集会が政治的権利から労働者を除外することを望むものではないということ、もっとも緊急な課題になっている穀物法撤廃をただちにかちとらねばならないということを宣言することは賢明なことかもしれません。」^⑧というのは、「もしわれわれが労働者を援助していると労働者が信するならば、彼らはすぐにもわれわれを援助してくれるであらう」^⑨からである。

以上のように、ブライトは産業ブルジョアジーのために労働者階級を利用しようとしたのであるが、彼の労働運動にたいする懐柔的な対応の仕方はまたこの観点からも帰結されよう。そしてさらに、すでに引用したブリストマン夫人あての手紙のなかで、彼が一八四二年のゼネラル・ストライキは「法律によって引きおこされた」と指摘していることから推察されるように、穀物法がひとつには労働者階級の革命化の要因となっており、したがってその撤廃が労働者階級の革命化をおさえるであらうという認識もまたブライトにはあったと思われる。ちなみに、穀物法が撤廃された年の七月二日マンチェスターで開かれた反穀物法同盟の協議会 the Council で、ブライトは「自由への道は今は暴力と流血を通じることではない」、ということ

を労働者は知ったとのべており、さらに一八四八年にはウィリアムズ Villiers あての手紙のなかで、「人びとは穀物法が撤廃されなかったなら、完全な破滅が到来したかもしれないと考えているようです」^⑩と書いている。そしてこの労働者階級の革命化の防止という観点は、第二次選挙法改正運動のなかでより一層明瞭に展開されることになる。

① G. M. Trevelyan, op. cit., p. 7.

② E. J. Hobsbawm, *Labouring Men: Studies in the History of Labour*, 1965, pp. 297-300. 鈴木幹久・永井義雄訳『イギリス労働史研究』二七四—二七六頁。

③ G. M. Trevelyan, op. cit., pp. 17-18.

④ G. B. Smith, *Life and Speeches of the Right Hon. John Bright*, M. P., vol. I, 1881, p. 69.

⑤ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 53.

⑥ G. D. H. Cole and Raymond Postgate, op. cit., p. 281.

- ⑦ Asa Briggs, *Victorian People*, p. 218.
- ⑧ J. E. T. Rogers (ed.), *Speeches on Questions of Public Policy by the Right Honourable John Bright*, M. P. (1 vol. Globe 8 vo.), 1898, p. 416.
- ⑨ *Ibid.*, p. 416.
- ⑩ G. M. Trevelyan, *op. cit.*, p. 57.
- ⑪ G. B. Smith, *op. cit.*, pp. 138-139.
- ⑫ G. M. Trevelyan, *op. cit.*, p. 56.
- ⑬ W. L. Guttman, *The British Political Elite*, 1965, pp. 34-41.
- ⑭ J. E. T. Rogers (ed.), *op. cit.*, p. 417.
- ⑮ G. M. Trevelyan, *op. cit.*, p. 82.
- ⑯ *Ibid.*, p. 56.
- ⑰ *Ibid.*, p. 67.
- ⑱ *Ibid.*, p. 78.
- ⑲ G. B. Smith, *op. cit.*, pp. 223-224.
- ⑳ G. M. Trevelyan, *op. cit.*, p. 182.

三、基本理念の発展と展開

穀物法撤廃のあと、ブライトの関心は国内政治においては主として選挙資格の拡大にそがれた。そして前者の運動においてはコブデンにつぐ第二の指導者としての地位にあまんじたが、後者の運動では急進主義的産業ブルジョアジーを代弁する第一人者としての指導的地位を確立し、そ

のイニシアティブをいかに発揮した。そしてこの選挙資格拡大の問題で、彼のブルジョア改良主義はさらに発展、展開されるのである。ここでは、その背景となる労働者階級の実態をあきらかにし、彼のブルジョア改良主義の発展と展開を究明したい。

1

一八五二年の総選挙のさいマンチェスターで敗北したブライトは一八五七年の総選挙ではバーミンガムから選出されたが、このバーミンガムは、マンチェスターが産業ブルジョアジーのエコノミックスの中心であったとすれば、急進主義的産業ブルジョアジーのポリティックスの中心であった。したがって第二次選挙法改正運動においてきわめて重要な役割をはたすことになった。そのことをコブデンは、「私の考えではもしブライトが……議会改革(選挙資格拡大)のための党を指導できるならば、バーミンガムは彼にとってもっともよい土地となるであろう」と予測していた。そしてその理由として彼は、「……この地方の金属産業は数人の男と少年、ときにはひとりかふたりの徒弟しかやとっていない小製造業者によって遂行されている」がゆえに、

マンチェスターよりも「……すべての階級間により自由な交流がある」ということをあげている。^①そして事実そうであった。

すなわちバーミンガムの典型的な企業規模は、一八四三年工場監督官が「他の地方に数多く存在している多数の労働者を雇用している大規模な工場はない」といっているように、小規模なものであって、一八四三年児童労働にかんする委員会のある委員がのべているところでは、バーミンガムの典型的なワークショップは六人から三〇人の労働者からなりたっていた。^②そしてその理由としては、「バーミンガムの産業は大きな資本の結合にもとづくよりはむしろ個々の労働者の熟練にもとづいていた」(一八四〇年の都市の健康にかんする委員会の報告)、ということが指摘できる。したがってアンダーハンド underhand とよばれる不熟練労働者を固定日給で雇用する熟練労働者であるワークショップ・オーナー workshop owner は、原料供給、動力機械の使用、生産物の販売、生産をおこなうに必要な財政援助、あるいは小規模の特殊化された生産単位の活動の統合、調整による完成品の仕上げのために、出来高払いの賃金の支払いを

うけるサヴコントラクター sub-contractor として、資本家たるファクター factor に従属せざるをえなかった。そしてこの三者の間にはきわめて高い流動性があつた。^③こうしてバーミンガムにおける産業構造は、最下層の労働者をのぞくすべての階層のものがなんらかの種類の「利潤誘因」をもつ下請制度をその特徴としていた。

ところでこの小規模企業の業種は多種多様で、一九世紀中葉においてそれは五〇〇以上にのぼっていた。^④このため、一八四九年保健局のコミッショナーがいつているように、バーミンガムの「産業には例外的な弾力性」があつた。^⑤すなわちこの多種多様な小規模企業の数多い存在がバーミンガムの「多忙なクラフトマンシップを証明していた」(一八六五年のブリティッシュ・アソシエーションの報告)。したがってバーミンガムにおいては、「商業の盛衰に職人層のすべてがきびしく影響されることはほとんどなく、大欠乏はきわめてまれな出来事でしかなかった」(イギリス医師連合における一八七二年の証言)。つまりこの多種多様な小規模企業の数多い存在のために、バーミンガムにおいては全労働者に一様に影響をおよぼすような失業、賃金切下げはまれにしかおこらな

ったのである。しかもバーミンガムの熟練労働者の賃金は、たとえばマンチェスターの労働者のそれよりも高かった。^⑩

以上のことからして、とくにバーミンガムの熟練労働者の階級意識はきわめて低いものであり、したがって一八四九年オーコンナー派のチャーチストであったジョン・メイソン John Mason がさえ、「民主主義の強さは社会の種々の階級の調和と公共の秩序と安全にたいする正当な確信でもってすべての人びとを鼓舞するところにある」、^⑪ といっているように、バーミンガムの労資関係の特徴をなすものは階級協調であった。そして実はこの熟練労働者がバーミンガムにおける労働運動の主体をなしたのである。それゆえブライトは、「バーミンガムでは『ミドル・クラス』は『労働者階級』と心から一緒に活動する用意があると私は信じている。そして私はその完全な同盟がつくられることを期待している」、^⑫ ということができたのである。

バーミンガムの特徴はまた程度の差はあれ全国的な特徴でもあった。というのは、鉄鋼産業、鉄船建造産業、石炭鉱業の一部、小規模工場の全部ないし「苦汗」産業、多くの輸送産業など、多くの産業の主体をなす労働者は、一九世紀

中葉においてもまだ手工労働者であって、したがってそのような産業の構造は、バーミンガムの産業構造と同じように、種々の「利潤誘因」をもつ熟練労働者を中心とする下請制度をその特徴としていたからである。そしてこの制度は、多くの熟練労働者が過度の搾取の手段として反対していたにもかかわらず、不熟練労働者にたいする彼らの優越感を育成・強化し、かつ彼らの熟練労働者としての地位を強化していた。のみならずそれはまた裕福な熟練労働者の雇用者階級への上昇をも可能にしていた。それゆえ労働者階級と産業ブルジョアジーとの境界はあいまいにならざるをえなかった。もちろんほとんどそのような上昇がなされなかった産業もあったが、しかしそのような産業においても、小工場の上層管理者的地位への道が熟練労働者には広く開かれていた。こうして最上層の労働者としての熟練労働者は労働者階級内で特権的な地位をしめることとなった。^⑬ そしてこの特権的地位はさらに労働組合によって一層強化されていった。

周知のように、一九世紀中葉に形成された近代的労働組合は、その組織構造の特質のゆえに、大きく石炭産業、綿工

業、鉄道産業のそれと機械産業、建築産業のそれとにわけられる。そして後者の労働組合が一九世紀中葉のイギリス労働運動の中核となった。ちなみに、労働組合員の構成をみると、建築工、機械工のような手工熟練労働者が全労働組合員数の半数以上をしめていた。^⑮ところでこの手工熟練

労働者によって形成された労働組合は合同機械工組合 the Amalgamated Society of Engineers を典型とする職能別組合であった。そしてそれは「人員制限」と「共済機能」によって「標準化政策」をおしすすめることをその目的としていた。すなわち徒弟規制によって熟練労働者のみを組合員とし、かつ共済制度によって組合員の労働力を熟練労働者としての一定の水準に保持し、もって労働力そのものの標準化をはかり、さらに徒弟規制と残業規制によって労働時間の標準化をなし、そうすることによって労働の供給量を規制しようとした。こうして供給する労働の量と質とをほぼ均一化した労働組合は、標準賃金率を雇用者に強く要求したのである。^⑯ところでこの標準賃金率は徒弟期間の長さに応じて職業ごとに定められることになっていたの

で、職業はこの賃金率の高さによって一定の序列、いいか

えれば「階層」をなしていた。こうして職能別組合は労働市場を自律的かつ階層的に統轄しえたのである。^⑰したがって熟練労働者はこの職能別組合によって自からの地位を排他的に守護されたのである。

ところで一九世紀中葉のイギリス資本主義は、すでに「世界の工場」として全世界を搾取し、世界市場を独占し、かつ植民地をも独占していたので、独占的超過利潤を手に入れたが、それがその一部分で労働者階級の最上層部を「買収」することができた。^⑱すなわち「……労働者は富裕な人の食卓から零れ落ちるパン屑を拾うことに満足し、そしてこのパン屑は当分は不熟練労働者よりも熟練労働者の大多数に一層多く零れ落ちたのであった。」^⑲そしてそのさい労働者階級内での熟練労働者の特権的地位と職能別組合によるその地位の強化が、このおこぼれをさらに大きいものとし、かつその獲得を確実なものにしていた。ちなみに熟練労働者の賃金は不熟練労働者の賃金の二倍から三倍になっていた。^⑳こうしてかつてのチャーチストで同時代人のトマス・クーパー Thomas Cooper が、「彼らの道徳的、知的状態が低下してしまったということに心痛をもって気がつい

た」^⑨と嘆いているように、最上層部の労働者である熟練労働者は労働貴族としての安逸な生活をおいそとめ、かつ時の思想、心情であった自由放任主義の「自助」の精神に浸潤されたのである。そして実はこのような熟練労働者が一九世紀中葉のイギリス労働運動の主体となっていたがために、ブライトが労働運動に対処するさい彼の眼中にあったのは、むしろこのような熟練労働者にほかならなかったのである。

- ① John Morley, *The Life of Richard Cobden*, vol. II, 1903, pp. 199-200.
- ② Asa Briggs, *Victorian Cities*, 1963, p. 188.
- ③ Asa Briggs, "Social Structure and Politics in Birmingham and Lyons (1825-1848)", in *British Journal of Sociology*, vol. 1, 1950, p. 69.
- ④ Asa Briggs, *History of Birmingham*, vol. II, 1952, p. 6.
- ⑤ G. C. Allen, *The Industrial Development of Birmingham and the Black Country, 1860-1927*, 1966, pp. 151-196; Alan Fox, "Industrial Relations in Nineteenth-Century Birmingham", in *Oxford Economic Papers*, New Series, vol. 7, No. 1, 1955, pp. 57-65.
- ⑥ E. J. Hobsbawm, op. cit., p. 297, 邦訳、二七四頁。
- ⑦ Asa Briggs, *Victorian Cities*, p. 188.
- ⑧ Ibid., p. 189.

- ⑨ Asa Briggs, *History of Birmingham*, p. 5.
- ⑩ Ibid., p. 5.
- ⑪ Asa Briggs, "Social Structure and Politics in Birmingham and Lyons (1825-1848)", in op. cit., p. 69.
- ⑫ Asa Briggs, *Victorian Cities*, p. 190.
- ⑬ Asa Briggs, *History of Birmingham*, p. 7.
- ⑭ E. J. Hobsbawm, op. cit., pp. 295-300, 邦訳、二七二-二七六頁。
- ⑮ Ibid., p. 280, 邦訳、二五四頁。
- ⑯、⑰ 栗田健「イギリス労働組合史論」、二六-四四頁。
- ⑱ レーニン著、副島種典訳「帝國主義論」、一四〇頁。
- ⑲ G. D. H. Cole, op. cit., p. 142, 邦訳、七八頁。
- ⑳ E. J. Hobsbawm, op. cit., pp. 291-292, 邦訳、二六七-二六八頁。
- ㉑ M. Beer, op. cit., pp. 221-222.

2

「私は平和と経費節減、それに改革に賛成である」とのべているように^①、この三つの課題はブライトの政治政策の基本をなすものであった。そしてこれは産業ブルジョアジーの育成・強化、産業ブルジョアジーの支配の徹底的な確立を意図するものにほかならなかった。

周知のように、ブライトはクリミア戦争に反対して一時的にしろ地主階級のみならず産業ブルジョアジーからも不評をかったが、このクリミア戦争反対は、彼自身「私はすべ

ての戦争が不法で不道徳であるという理由でいかなる戦争にも反対するということはしない」、とのべているように、決して言葉の純然たる意味での絶対平和主義者としての反対ではなかった。彼はクリミア戦争に反対する理由として、「世界中での貿易の攪乱、金融業務の混乱、数千家族にたいする困難と破産」と、「……外国の主要な食糧提供国をわれわれの敵」としたがための「食糧価格の高騰」をあげている。^④当時イギリスが「世界の工場」としての地位を築きつつあったということを考えるならば、ブライトにとつては、クリミア戦争はかかる地位のより一層の発展の障害になると思われたのである。国際経済におけるイギリス資本主義の優越的地位の保持のための国際平和、すなわちパクス・ブリタニカこそ、彼の意図する「平和」にほかならなかったのである。

しかしブライトはこれ以外のクリミア戦争反対の理由として、戦費が「……税金から工面されている」^④こと、すなわち戦争は税金の浪費だということをも強調している。そして自由放任主義者として国家経費の膨脹をきらう彼にとつては、軍備拡張こそがその経費膨脹の最大の原因であった。

たとえば、一八五九年七月二二日ディズレーリー B. Disraeli の財政政策を批判した下院での演説で、彼は「……われわれの出費における……重要な項目が軍備のためのものであることは疑いえない」^⑤とのべている。しかも所得税は「厳密にいつて土地の耕作に使用されている資本にたいするよりも二倍も重く商業・工業に使用されているすべての資本にかかっており」^⑥、相続税にいたっては、四、五倍にもなっているというように、ブライトにとっては国家経費の膨脹は産業ブルジョアジーの犠牲においてなされていることなのであった。そしてこのことは「……貴族の位をもつ地主階級の大権を強化するのにつかわれている……」「にせ物」の「代議制度によって可能にされている」というのである。したがってブライトにとっては、「平和」と「経費節減」をかちとるためには「改革」、すなわち議會を地主階級の支配から解放し、産業ブルジョアジーの政治的支配権を確立することが緊急の課題とならざるをえなかった。そしてこのことは選挙資格の労働者階級への付与によってはじめて達成されるものであった。ブライトはつぎのようにのべている。

「簡単な言葉でいうならば実情はこうであろう。すなわち労働者は乱暴にかつ傲慢な仕方、ほとんど全般的に政治権力から排除されており、したがってミドル・クラスは見せかけの政治権力をもっているが、実体のある政治権力はそれだましとられているであります。」⁹⁾

ところで「われわれはマンチェスター党と呼ばれている」というように、以上のブライトの政策はマンチェスター派 Manchester School のそれとして知られている。ところがマンチェスター学派の人びとはブライトをのぞいてはだいたい階級闘争をおそれ、したがって労働者階級を過度におそれていた。¹⁰⁾ 穀物法撤廃運動とともに闘ったコブデンでさえ、「労働者階級が選挙権をもつならば、彼らは社会の他の階級と同じように保守的な傾向になるであろう」、¹¹⁾ といいながらも、「あなたの演説には、上流階級から分離されたものとして労働者階級の利益を擁護しようとするはつきりとした傾向があります」、¹²⁾ としてブライトを批判している。しかしこのような批判にもかかわらず、ブライトは労働者階級への選挙資格の付与の問題を大胆にとりあげ、それを労働者階級に大胆に訴えつけた。というのも一つに

は、すでに指摘したように、労働者階級に選挙資格が付与されないならば、産業ブルジョアジーの政治的支配権は確立しないという強い信念があったからであろう。しかしそれ以外にも理由があって、それが労働者階級についての理解にかんして、ブライトと他のマンチェスター学派の人びとをわかつことになったのである。そしてそれは一八四八年のフランス二月革命とチャーチズムの最後の高揚に彼が直面したときに明瞭にしめされた。

周知のように、一八四三年以降チャーチズムは、オーコンナー Feargus O'Connor の言葉をかりていえば、「……睡眠している」¹³⁾ 状態におちいつていた。ところが一八四七年大きな商業恐慌がおこり、翌年深刻な不況にみまわれ、その結果として突然多くの失業者がうみだされると、フランスの二月革命の影響をうけたイギリスの労働者階級は三たび人民憲章をかかげて運動にたちあがった。ところがこのチャーチズムの最後の高揚は政府の権力発動による弾圧によって崩壊せざるをえなかった。そのことについてブライトは妻にあてた手紙にすぎのように書いている。

「政府はチャーチストたちのために大騒ぎをしているよう

です。政府はこれらのみじめな愚か者たちのあいだにスパイをおくり、彼らを扇動して不法共謀と乱暴狼藉をさせようとしています。こうして彼らの多くを集めたうえで、政府は彼らに突如おそいばかり、彼らを投獄し、あるいは追放します……貴族はミドル・クラスに恐怖を感じさせて改革の追求を思いとどまらせようと望んでいるのです。」^⑩

事実ブライトのいう通りであった。四月三日「コンヴェンション」・Convention が情勢判断と大行進による国民請願の議会提出の準備のために開かれたが、その四日後の七日に政府は、「コンヴェンション」が不法な集会であると、七月一〇日に予定されていた行進への参加に警告をほった。そしてただちに軍隊と警察力を動員して「ロンドン」を武装キャンプたらしめた。^⑪ こうして「一八四八年四月一〇日の大集会は大陸の革命家たちの希望も支配者階級の誇張された恐怖とともに正しくなかったことをしめして平和裡に解散したのである。」^⑫ なぜなら「チャーチストたちは『革命ののろしをあげなかった』し、また『挑戦もしなかった』」からであり、したがって「政府は革命のくわだてを撃破したのではなく、巧妙な計画で彼らをそうせざ

るをえない立場においやった」^⑬ からである。そしてそのあと政府はさらにおいうちをかけるかたちでスパイにひそかに不法共謀を策動させ、チャーチズムの多くの指導者を投獄したのである。こうして一八四八年のチャーチズムの高揚は「最後の明滅」^⑭ の域をでることなくおわたったのであった。すでに「貧しくて無防備な人びと」という労働者階級観をいだいていたがゆえに一八四二年のゼネラル・ストライキに懐柔的に対応することができ、したがっておそらくその後の労働者階級の改良主義的動向をみぬいていたであろうブライトは、それゆえ、この出来事を産業ブルジョアジーを「改革」の追求からそらせるための政府の陰謀と批判しえたのである。

ところでこのチャーチズムの最後の高揚の直前にフランスでおこった二月革命は、国王ルイ・フィリップをしてイギリス亡命を余儀なくさせたこともあって、当時のイギリスの支配者階級に強烈な印象をあたえていた。そしてそのことが彼らをして一八四八年のチャーチズムに過度の恐怖感をかんぜしめたのである。ところがブライトは、義妹のジョナサン・プリーストマン Jonathan Priestman にあて

た手紙に、「自由が進行しています。そして今年はヨーロッパの歴史において偉大な年になりそうです」と書いています。②③
 ように、大陸でのこの革命の進展を好意的にみていた。というのも一八六六年三月一三日の下院での演説で、一八三三年の選挙法改正法を「もたらしたのは一つのアクシデント、すなわちフランス革命(七月革命)であり」、そして「……わずか一八年後の一八四八年にパリでもう一つのアクシデントがおこり、それはヨーロッパの他の国々に波及していった」④、とのべているように、彼にとっては、フランスの二月革命はあきらかに労働者階級への選挙資格の付与＝貴族政治の打破の好機と考えられたからである。彼は義妹あての手紙の先に引用した文章につづけて、「……議会の多数が議会のその意見よりも重視されています。われわれは……われわれの貴族をもう一度屈服させなければなりません」と書いています。

実はチャーチズムの最後の高揚もこの種のアクシデントなのであった。したがって産業ブルジョアジーを「改革」の追求からそらせるための政府の陰謀という批判の背景には、同時にある程度の労働運動の高揚というアクシデント

がなければ労働者階級への選挙資格の付与は不可能であるという認識があったと考えられる。ちなみに、ブライトは妻にあてた一八四八年六月一〇日付の手紙につきのように書いている。

「富裕な人びとによって莫大な額の税金を課せられているが、そのような課税を強制しうる権力にまったくあずかっていない何百万の人びとの怒りによって自分たちの泰平がかきみだされていると、富裕な人びとが不平をいうのはなるほど結構であるが、事態は今のままではありえませんか。そして誰がその事態をかえることができるのでしょうか。ウィリアム・ヘンリー William Henry なのでしょうか。あるいは彼と政治的に結びついている人びとなのでしょうか。彼らは、はたして、さらに譲歩を要求するがゆえに危険だと考えられているあの意見の圧力なしに選挙法改正法を通過させ、また穀物法を撤廃させることができたのでしょうか。」⑤

しかしブライトは、ある程度の労働運動の高揚というアクシデントの必要性を考える場合には、つねに一定の条件を付与していた。「ミドル・クラスと労働者階級は同盟していれば要求するすべてをかちとることができるし、分裂していれば彼らの強欲な敵のえじきになってしまう……」

といっているように、彼にとってはある程度の労働運動の高揚は、つねに産業ブルジョアジーのイニシアティブのもとに包摂されなければならないのである。なぜならブライトも産業ブルジョアジーの一員として労働運動の革命化をおそれていたからである。

- ① G. B. Smith, op. cit., p. 512.
- ② Asa Briggs, *Victorian People*, p. 221.
- ③ ④ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 228.
- ⑤ J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 484.
- ⑥ Ibid., p. 481.
- ⑦ Ibid., p. 382.
- ⑧ G. M. Trevelyan, p. 183.
- ⑨ J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 387.
- ⑩ G. B. Smith, op. cit., p. 345.
- ⑪ F. Gillespie, *Labor and Politics in England 1850-1869*, 1966, p. 28.
- ⑫ Ibid., p. 144.
- ⑬ J. Morley, op. cit., p. 347.
- ⑭ M. Beer, op. cit., p. 162.
- ⑮ G. D. H. Cole and Raymond Postgate, op. cit., p. 320.
- ⑯ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 184.
- ⑰ M. Beer, op. cit., p. 168.
- ⑱ G. D. H. Cole, op. cit., pp. 117-118. 邦訳『二〇八頁』
- ⑲ Royden Harrison, *Before the Socialists*, 1965, p. 79.

- ⑳ M. Beer, op. cit., p. 162.
- ㉑ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 183.
- ㉒ J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 381.
- ㉓ G. M. Trevelyan, op. cit., pp. 183-184.
- ㉔ Ibid., p. 183.

3

すでに引用した一八六六年三月一三日の下院の演説でブライトはまたつぎのようについている。

「なるほどアクシデントはつねにおこるものであります。われわれの生活に生起する大部分のものは、われわれが判断できるかぎりアクシデントの様相をもっているのであります。しかしそのアクシデントにはまた突発事の要素があり、そして突然事はおこったのであります。」

そしてこの突発事とは、政府の選挙法改正反対にたいする大衆的な不満のゆえにウェリントン公 the Duke of Wellington が辞職を余儀なくされた事件であった。しかし「もし歴史が最悪の状態にあるというのでなければ、ほとんどすべての国における革命の基礎はとくに保守党であることを自任していた人びとによってさえられた」と①といっているように、ブライトにとってはアクシデントが革命にな

るということもありえた。そして一八四二年のゼネラル・ストライキと一八四八年のチャーチズムがこのような事態であり、また一八五九―六一年の九時間労働日要求運動と一八六三年に主従法 the Master and Servant Act の改正を要求してはじまった運動がそうであった。そしてとくに後者の二つの運動は選挙法改正運動とオーバーラップし、ここでブライトのブルジョア急進主義はさらに発展していったのである。

周知のように、一八五七年イギリス経済は不況にみまわれ、翌年には失業者百分比が一二パーセント^②というように、それは労働者階級に多大の困難をもたらした。かくして失業者の運動がはじまったのであるが、それは、「人民は政治的社会的権利を獲得するまでは彼らがこうむっている諸諸の害悪をとりのぞくことはできない^③」、という主張からわかるように、すぐれて政治的色彩のつよい運動であった。ところで当時のブルジョアジーはこのことに一つの脅威を感じた。ニューキャッスル・ウィークリー・クロニクル紙 the Newcastle Weekly Chronicle は『スミスフィールドにおける社会主義』と題した記事で、「労働者の主要な不

満は彼らの主人にむけられている。貧者にとっては資本家は本来の敵と考えられているようである^④」と論じている。

ところでこの運動は九時間労働日要求運動へと発展していった。と同時にブルジョアジーの労働運動にたいする対処の仕方はさらにきびしいものになった。中央建築請負師協会 the Central Association of Master Builders は、「本会の会員は工場の規定、労働時間、労働条件、雇用または被傭者の契約、協定、あるいは仕事の条件、制限などに干渉するいかなる労働組合もしくは労働協会の基金に献金する者をやといれ、もしくはその雇用を継続すべきではない」と決議し、労働組合員たる資格を完全に放棄するむねの「証文」：「Document」に署名しない者は誰であろうとも仕事につかせないであろうと声明した。この全面的な労働組合の否認はさらに全国の労働組合を糾合したかたちでの運動を発展させることになったが、それにたいし、たとえば、エディンバラ・レビュー紙 the Edinburgh Review は、労働組合の「無責任な執行部」はイギリス市民の自由を破壊していると批難し、タイムズ紙 the Times は「無知なそして詮索すぎな専制主義」として労働組合運動を攻撃し、

またダービイト・モーニング・ヘラルド紙 the Derbyite Morning Herald は、九時間労働日の要求の実現はイギリスの産業を世界市場からひきあげさせることになるとして、九時間労働日に反対した。^⑥そしてこのような批難・攻撃は保守党政府の選挙法改正法案にかんする議会での討論のなかでもきびしく展開された。

しかしながらこのような事態のなかで、ブライトは、産業の状態で要求するならば労働者にはストライキをする権利があるとして、労働者のストライキ権を擁護し、さらに産業ブルジョアジーにつきのように警告した。

もし賃金取得者が「批難されてわれわれの社会体制において孤立した、そして疑いをかけられた階級におしとどめられている」ならば、労働組合運動は革命的になるであろう。そして「雇用者階級の心を占有し、そのエネルギーを引きだす問題や利害から賃金取得者階級がしめだされている」かぎり、産業闘争はますます悪化するであろう。^⑧

すなわちこの労働組合運動の高揚は、それにたいして適切な処置がとられなければ、革命的なものになるであろうというのである。

ところで一八六三年から六七にかけての労働運動もブライトにとっては以上の運動と同じようなものであった。それは主従法の改正をもとめてはじまったが、ただちに選挙法改正運動とむすびつき政治的に急進化していった。たとえば保守的で非政治的な合同整本工組合 the Consolidated Society of Bookbinders の書記であるダニング J. Dunning によれば、「この法律(主従法)は下院において代表されているのが労働者階級ではなくて雇用者階級だけであるということの疑いえない証明である」として、労働者階級への選挙資格の付与のための労働組合による議会請願を主張した。^⑩

この労働運動の政治的急進化にたいして支配者階級は、レイノルズ・ニューズペーパー the Reynolds's Newspaper が、雇用主は「かつてイングラランドでおこった最も力強いそして最も恐ろしい革命のパイオニア」であり、「何百万の労働者に現在の政治秩序のもとでは最も邪悪な不正にたいする保護をもっていないということを確信」させていると述べているように、きわめてきびしく対処した。雇用者は労働組合否認の通告を数多くだし、裁判所は一八五五年の友愛

協会法 the Friendly Societies Act による労働組合基金の保護を拒否し、かつ労働組合の合法的地位をうばい、さらに政府はシェフィールド暴行事件にかんして労働組合の全問題を調査する委員会をもうけて、労働組合に敵対したのである。それゆえ労働組合運動は全国的な規模でますます急進化していったが、それに応じてまた労働組合にたいする敵対もさらに一層エスカレートしていった。たとえば労働者階級への選挙資格の付与を支持し、そのためのキャンペーンを展開していた新聞 the Manchester Examiner and Times でさえ、「われわれは労働組合の有害な性格を認める。われわれは労働組合のよってたつ経済上の主義を全面的に拒否する」として、「労働組合の絶滅」を論じている。^①

さて以上のような喧噪な時期にあつて、ブライトは一八六五年スタージ C. Sturge にあてた手紙に、「暴力革命がおこるまえにつねに何でもよいから何かを達成することが唯一の道です。もし政府が誠実でかつしっかりしているならば選挙資格拡大にかんする正当な法案を通過させることができます^②」と書き、さらに一八六六年には下院でつぎのように演説している。

「私は現在の事態には危機があるというものであります。あなたがたは労働者を土地からほとんど完全に追いだし、挙権の占有からしめだしているのであります……もしあなたがたがあなたがたの論調を、そして労働者階級の大多数にかんするあなたがたの見解をやわらげないならば、あなたがたは……あるアキシデントの勃発に直面し、今夜なすうもとめられている以上のことを、暴力の恐怖と暴力の苦しみのもとで、なさなければならなくなるであろうと、私は信ずるものであります。」^③

ここでも彼は、もし適切な処置がとられなければこの運動の急進化はさらに革命的になるであろうということを危惧しているのである。

ところでブライトの考えでは、適切な処置とはなににもまして労働者階級への選挙資格の付与にほかならなかった。「……労働者はこの問題（選挙資格の拡大）を考えるとときには、自分たちが信用されていないということ、劣等なものとして印象づけられているということ、そして一種の浮浪人であるということを感じているのであります。そのような立場にあるのでは、機会がありさえすれば大きな不満や混乱が生じるかもしれないのであります。しかしもしあなたがたが彼

らに選挙資格を付与するならば、彼らはもっと自尊心をもち、もっと高尚な精神をもつてでありましょう。^⑮

そしてブライトにはこういえるだけの根拠があった。

「卑しい階級は過ぎしときよりもずっと多くの楽しみごとと生活必需品をもつようになり、あなたがたの祖父がほとんど夢にも思わなかったほど改善されてきているのであります……あなたがたはかなりの数の公的な定期刊行物だけでなく、国中に普及している一ペンスの価格の新聞を三百種類も発行しているのであります。」^⑯

あきらかにブライトは、当時の労働運動の主体をなしていた労働者が労働者階級内での熟練労働者としての特権的地位と職能別労働組合によるその地位の強化によって、全世界の搾取、世界市場と植民地の独占によるイギリス資本主義の独占的超過利潤の一部を手に入れていること、すなわち労働運動の改良主義の基盤の存在していたことをみぬいていたのである。したがってブルジョア・イデオロギーを労働者階級に滲透させうる大衆的情報伝達機関を数多くもつ支配者階級は、労働者階級に選挙資格を付与することによって、グラッドストーンの言葉をかりていえば、「憲

制のわく」^⑰に入れることによって、彼らを支配者階級にあってより安全な存在にすることができると考えたに相違ない。だからこそブライトにとっては、労働者階級への選挙資格の付与はブルジョアジーの「財産の安全」を保障する^⑱、いわば根幹となるものであった。そして実はこのことはすでにアメリカ合衆国において実験済みのことなのであった。彼は一八五八年バーミンガムの集会における演説でつぎのようにいっている。

「一般的にいつて、アメリカの主権を有する独立しているすべての州には、私が今晚提案したのと同じおおいさ選挙資格が拡大されているのであります。また議員は有権者にたいして厳格にかつ平等に配置されており、ほとんどの州では秘密投票が保障されているのであります。だがわれわれはアメリカにおいて法と秩序と財産の安全……が保障されているのを見いだすのであります。」^⑲

① J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 358.

② G. D. H. Cole, op. cit., p. 272. 邦訳『I 頁、表7。』

③ F. Gillespie, op. cit., pp. 132-133.

④ Ibid., p. 133.

⑤ S. & B. Webb, History of Trade Unionism, 1911, p. 211.

⑥ F. Gillespie, op. cit., pp. 139-140.

- ⑦ G. B. Smith, op. cit., vol. II, p. 52.
- ⑧ G. M. Trevelyan, op. cit. p. 280.
- ⑨ F. Gillespie, op. cit., p. 229.
- ⑩ Ibid., p. 231.
- ⑪ Ibid., p. 233.
- ⑫ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 346.
- ⑬ J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 352.
- ⑭ Ibid., p. 328.
- ⑮ Ibid., p. 325.
- ⑯ John Morley, The Life of William Ewart Gladstone, vol. II, 1903, p. 126.
- ⑰ J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 328.
- ⑱ Ibid., p. 290.

四、おわりに

選挙法改正の内容にかんしてブライトの強調するところは、一八六五年まではどちらかというと議席の再配分であった。なぜなら一八三二年の第一次選挙法改正法は南部に三七一の議席を配分したが、産業革命以後急速に工業地帯となった北部には一二五の議席しか配分せず、したがって下院における地主階級の圧倒的な勢力を必ずしも打ち破るものではなかったからであり、かつブライトが選挙法改正を内政の重要課題としてとりあげた最大の眼目は、財産の

安全を保障する産業ブルジョアジーの政治的支配権の確立にほかならなかったからである。しかるに一八四八年のチャーチズムの崩壊以後しばらく衰退していた労働者階級の選挙法改正運動は、クリミア戦争以後しだいに発展し、一八六五年以後は誰もが労働者階級への選挙資格の付与が不可避であると考えざるをえないほど高揚してきた。そしてこの運動の発展に即応するかたちでブライトは、労働者階級に選挙資格を付与し、彼らを「憲制のわく」に組み入れることは、彼らを政治的に疎外しておくよりはむしろブルジョアジーにとって彼らを安全な存在たらしめることができるという考え方を発展させてきた。したがって労働運動の革命化をおそれ、かつ選挙資格の拡大を達成するには産業ブルジョアジーのイニシアティブのもとにおける労働運動の一定の高揚が必要であると考えるブライトは、一八六五年以後は、議席の再配分は、「拡大された選挙資格にもとづいて選出される議会においてよりよく解決されうる」というように、選挙資格の拡大に重点をおくようになった。ところで選挙資格の拡大にかんして労働者階級の要求するものは、チャーチズム以降一貫して男子普通選挙権の確

立であつた。ところがブライトは一貫してこの要求にくみすることはなかつた。その理由として彼はしばしばつぎのやうなことを主張している。

「あなたがたが男子普通選挙資格を要求するのは全く正しいと、私は考えるものであります。なぜならそれはあなたがたが賛成するにちがいないことだからです……労働者はいかなるところにおいても欲するところを要求すべきだと、私は思うのであります。しかし同時に多くのことを要求する人びとは、それよりも少ないことしか要求しない人びとを反対者・敵対者とみなすべきではないと、私は忠告するものであります。団結したそして友好的な運動によつて、われわれは何かを獲得するでしょうし、いったん獲得したものはけつて再び失なわれることなく、さらに多くのものを獲得しうる力をうみだすものだからであります。」^③

と同時に彼は現實に獲得しうることを主張するのが運動の原則であるともいつている。^④すなわち男子普通選挙資格を主張してそれ以外のことは認めない運動を展開するのは、戦術的に誤りだといふのである。

しかしブライトが男子普通選挙資格の要求をしりぞけた真意は、むしろ別のところにあると考えられる。彼が選挙

資格の拡大の程度について自からの考えるところをはじめて具体的に主張したのは一八五九年であるが、その主張によれば、市については救貧税納税者と年価値一〇ポンドの家賃を支払う家屋占有者に、県については年価値一〇ポンドの地代を支払う者にまで選挙資格を拡大すべきであるといふのであつた。^⑤そしてその年の下院の演説で彼は、

「それ（選挙資格の画一性）は私にたいして非常に民主的な処置として提示されてきた。しかし私自身あまり民主的ではない。それゆゑその計画は私にとって全く魅力をもつものではないと、私は確心をもつて議員諸氏にいうことができるものであります。」^⑥

といい、さらに

「私は意向においてあなたがたと同じように保守党的であります。もしあなたがたが二・三〇年先を見通すならば、それ以上に際限なく保守党的であると信じるものであります。」^⑦とのべている。またグラッドストーンが労働者階級は市有権者の二六パーセントをしめるにすぎないものと予測し、「二六パーセントは結合して投票すればかなりの代表をもてるにしても、各選挙区に分散されているかぎりなきにひ

としい」として、労働者階級の危険性のないことを強調して提案した一八六六年の自由党の選挙法改正法案を、ブライトはつぎのように評価している。

「いま議会で提案されている選挙法改正法案は完全に誠実な法案です。それは、もし法律になるならば、県と市においてミドル・クラスに広範囲に選挙資格をあたえるでしょうし、また一八三二年の選挙法改正法によって確立した労働者階級排除の原則をくつがえすでしょう。それはすべての重要でかつ人口濃密な市において非常に多くの労働者に選挙資格を認めるので、彼らは階級として法律によって意図的に排除され、侮辱されているとはもはや感じなくなるでしょう。」^⑨

産業ブルジョアジーの政治的支配権の確立と、ブルジョアジーにとって労働者階級をより安全な存在たらしめることを、労働者階級への選挙資格の付与でもって意図していたブライトは、あきらかに一八六六年の自由党の選挙法改正法案がこの二つの意図を満足させるものであると考えたのである。したがって彼にとっては選挙資格の拡大の程度をきめる要件はこの二つの意図でなければならなかった。がしかし同時にまた労働運動の革命化をおそれるブライトにとっては、その程度は労働者階級の当面の高揚した選挙

法改正運動をしずめうるものでもなければならなかった。彼は一八六七年三月「親展」とした『来るべき選挙法改正法案にかんする提案』と題する覚え書きをディズレリーにおくり、そこでつぎのようにいつている。

「求められているのは(1)内閣の意見が一致しうる法案、(2)議会が受諾しうる法案、そして(3)この問題をいまアジテートしている諸組織を消滅させる程度に労働者を満足させる法案です。

もし(2)と(3)の点にかんして失敗するようであれば、内閣の意見の一致はなんの役にもたちませんし、もし(1)と(2)の点だけを満足させるようなものであれば、それは本当に価値あるものとはならないでしょう。それは(2)と(3)の点を満足させるものでなければなりません。」

そしてこの三つの条件を満足させる法案の内容として、彼は市については穩健な家屋占有選挙資格とともに、無条件の戸主選挙資格、県については年価値一〇ポンドあるいは一二ポンドの家屋占有選挙資格を提案し、そのあとさらに念をおすようにつぎのように書いています。

「上記のように作成された法案は困難なしに成立するでしょう。そして明確ではないが私の信ずるところでは非常に長

い期間選挙資格の拡大にかなするすべてのアジェンションは
終息するでしょう。^⑩

以上のようにブライトは全労働者階級への選挙資格の付与を主張したのではなく、その一部、あえていうならば労働者階級の上層部への選挙資格の付与を主張したのである。というのも、おそらく彼が特権的な熟練労働者が改良主義的な労働運動の主体をなしていたということを見ぬいていたがゆえのことであろう。

ところがにもかかわらず、すでにみたように、同時代の支配者階級の多くはブライトを激しく批難していた。そしてその批難は一八六五年以降とくにきびしくなった。たとえば一八六六年一二月六日のタイムズ紙は、「ブライト氏は政治家である人間のよく考えられた行動よりも、むしろギャンブラーの最後のかけである一步をふみだした。彼は労働組合と友愛協会の第一の原則、すなわち組織を変質させると考えられることを放棄するという原則を否認し、それらの組織を土地、富、地位の影響に対抗するために政治的性格を公然ともつようながした^⑪」とのべている。というのも、ブライトが労働組合をはじめとする労働者階級

の組織を選挙法改正運動にさらに全面的に引きいれるために、つぎのように労働者に訴えたからである。

「……全国的な労働者の偉大な組織、すなわち労働組合、友愛協会の組織を彼らの正当な要求を政府におしつけるために利用することは労働者階級の義務であらうし……さらに一年間だけの労働者階級の組織された行動が選挙資格拡大の問題の局面を完全にかえるだろう……」^⑫

しかし労働者階級への選挙資格の付与のための労働運動の一定の高揚の必要性を強く認識し、かつ当時の労働運動の改良主義の強固な基盤を見ぬいていたであろうブライトにとつては、このことはいわば当然のことであつたと考えられる。しかも彼は、すでに引用したデイズレリーへの覚え書にもあきらかにされているように、労働運動の高揚をしずめうる見通しについてもおこたりにくく熟考していたのである。したがって先のようなブライトにたいする批難は必ずしも的をいたしたものとはいえない。しかし実は彼が多量のブルジョアジーよりも一歩さきんじ、したがって彼らからきびしく批難されたところに、彼のブルジョア改良主義者、あるいはブルジョア急進主義者としての本領がいかん

なく發揮されていたと考えられる。なぜなら、そうであるがゆえに、ブライトは選挙法改正運動においてその主体をなした労働者にかなりの程度うけいれられたからである。

- ① C. Seymour, *Electoral Reform in England and Wales*, 1915, p. 97.
- ② G. M. Trevelyan, op. cit., p. 345.
- ③ F. Gillespie, op. cit., p. 251.
- ④ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 270.

- ⑤ G. B. Smith, op. cit., vol. I, p. 497.
- ⑥ J. E. T. Rogers (ed.), op. cit., p. 325.
- ⑦ Ibid., p. 328.
- ⑧ 横越英一「近代政党史研究」三四七—三四八頁。
- ⑨ G. M. Trevelyan, op. cit., p. 351.
- ⑩ Ibid., pp. 381—382.
- ⑪ J. H. Park, *The English Reform Bill of 1867*, 1920, p. 115.
- ⑫ J. E. Rogers (ed.), op. cit., p. 387.

（大國外國語大學助手・

）

John Bright and the English Labour Movement

by

Akira Nakamaya

John Bright has generally been appreciated in that his political behaviour was not concerned with his expediency, but with his moral principles, and he has also been called a "through-going democrat". However, we cannot necessarily accept these evaluations as being correct, when we examine in detail his fundamental idea about labour movements in the periods of the Anti-Corn Law Movement, especially during the times of the Second Reform Movement, and his way of coping with them.

It is a widely-known truth that he was a leader of the Manchester School, and consequently, it will not be necessary to emphasize here that the object in politics which he was most interested in, was to establish the political supremacy of the industrial bourgeoisie. At the same time, we cannot ignore that he tried to conciliate the labour movement through his intentional concessions to the demands of the working-class, and also by including a part of the working-class in the "pale of the Constitution". Thus, he intended to establish the political supremacy of the industrial bourgeoisie, and to consolidate the basis by which the preservation of property would be secured.

This paper aims to inquire about the characteristics of the bourgeois reformism in England in the middle of the nineteenth century, through the study of the above-mentioned.

Rundling and Sackgassendorf in the Basin of the

River Elbe in the Middle Ages

—about the Standpoint of the European Villages—

by

Ichirô Suitsu

In Europe there is a public aquare found in villages as well as cities. In the basin of the River Elbe there are many Rundling and Sackgassen-